

一般社団法人最新医療研究会 会員規約 (医師会員・医療従事者会員・施設会員・法人会員)

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人最新医療研究会（以下、「当法人」とします。）の定款第5条に定められた会員のうち、医師会員・医療従事者会員・施設会員・法人会員（以下、4種の会員を総称して「本会員」という。）について必要な事項を定めることを目的としたものです。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に本会員として入会した者が、本会員として行う一切の行為に適用されます。

(本法人が提供するサービス)

第3条 当法人は、以下のサービスを行います。

- (1) 消化器癌の診療に携わる医療従事者に最新の情報を研究会等を通じて提供する
- (2) 消化器癌の医療に関する、情報収集と情報提供
- (3) その他、上記のサービスに付帯する業務

2 第6条第1項に規定する年会費及び参加費を支払うことで、当法人が主催する研究会等に参加することができます。なお、当法人が主催する研究会には、理事会の承認をもって本会員以外が参加することがあります。

(本会員の種別及び資格)

第4条 本会員は、当法人の目的に賛同して、当法人が開催する研究会等に参加するために当法人に登録するものとし、以下の種別を設けます。

- (1) 医師会員 日本国の医師の国家資格を持ち、医療機関もしくは医療に関連する研究機関や教育機関に勤務する個人
- (2) 医療従事者会員 医療機関もしくは医療に関連する研究機関や教育機関に勤務する上記(1)以外の個人
- (3) 施設会員 医療機関・医療に関連する大学校等の教育機関を構成する団体に勤務する医療従事する2名以上のグループ
- (4) 法人会員 医療に関連する事業を行う企業もしくはそこに勤務する個人

(入会)

第5条 当法人の本会員になるには、当法人所定の様式による申込みを行い、審査等所定の手続を経るものとします。

(年会費及び参加費)

第6条 本会員が納入する年会費及び参加費は以下のとおりとし、年会費を支払った当該年度は参加費を支払うことなく、当法人が開催する研究会等に参加することができます。

会員種別	年会費（税込）	備考
医師会員 A	15,000 円	
医療従事者会員 A	15,000 円	
施設会員 A	100,000 円 (1 口当り)	ID を一口あたり 10 個まで付与 複数口の申込が可能

法人会員 A 1	1,760,000 円	無制限の ID を付与
法人会員 A 2	220,000 円	個人として参加資格を付与

会員種別	参加費（税込）	備考
医師会員 B	5,000 円	
医療従事者会員 B	5,000 円	
施設会員 B	30,000 円 (1 口当り)	ID を一口あたり 10 個まで付与 複数口の申込が可能
法人会員 B 1	440,000 円	無制限の ID を付与
法人会員 B 2	55,000 円	個人として参加資格を付与

2 年会費は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日を会計期間とし、会計期間内の入退会があっても会費の減額はいたしません。

3 但し、医師会員 A、医療従事者会員 A、施設会員 A 及び法人会員（A1、A2）の年会費については、前項以外に会員からの申し出により、1 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日の各日を年会費の始期として各々 1 年間を会計期間とすることができ、会計期間の入退会があっても会費の減額はいたしません。

（退会）

第 7 条 本会員は、所定の手続きを経ていつでも退会することができます。

（除名）

第 8 条 本会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当法人は所定の手続きを経て、何等の催告なしに当該本会員を除名することができるものとします。

- (1) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
- (2) 本会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合、またはそのような行為を助長するおそれがある場合
- (4) 当法人が開催・共催する研究会・イベント・プログラム等において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、他の会員もしくは他の利用者等に不安を覚えさせる行為をした場合、または他の会員の迷惑となる行為をした場合
- (5) 本規約に違反し、本会員に対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しない場合
- (6) その他正当な事由がある場合

2 当法人が前項または第 15 条第 2 項により本会員を除名した場合、当法人は、当該本会員に対し当該除名事由に伴って生じた損害の賠償を請求することができます。

（会員資格の喪失）

第 9 条 本会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失するものとします。

- (1) 第 7 条の規定により退会した場合
- (2) 第 8 条の規定により除名された場合
- (3) 第 15 条第 2 項の規定により除名された場合

(4) 本会員が、破産の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合

(5) 当法人が解散した場合

(変更の届出)

第10条 本会員は、その氏名もしくは名称、住所、所属及び連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとします。

2 当法人は、本会員が前項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって本会員に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

3 当法人は、本条第1項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって当法人に生じた不利益については、遡って請求ができるものとします。

(会員情報の取り扱い)

第11条 当法人は、当法人の保有する本会員の個人情報を、当法人が主催するセミナーの運営を行うために利用いたします。

2 当法人では、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することがございます。その場合は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結いたします。

3 前項の利用目的の範囲内で業務委託先に個人情報を本会員は、自己が当法人に提供した個人情報に正確であることを保証するものとします。当法人は当該情報が不正確であることによって本会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

(禁止事項)

第12条 本会員は、次に定める行為を行ってはなりません。

(1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与し、担保等に供すること

(2) その他、当法人での活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、本会員が会員資格を喪失、退会、除名された後なお効力を有するものとします。

(損害賠償)

第13条 本会員が、当法人の提供するサービスの利用において故意または過失により、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、当該本会員はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第14条 次に掲げる事由により本会員が被った損害について、当法人は一切の責任を負いません。

(1) 当法人の提供するサービスを利用することによって生じた何らかのトラブル等

(2) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などのITインフラ通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故、その他当法人の責めに帰すことのできない事由

(3) 他の本会員または第三者の故意または過失

(反社会的勢力の排除)

第15条 本会員は、当法人に対し次の各号の事項を確約するものとします。

(1) 本会員または本会員が所属する企業および団体で自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得するものではないこと。

2 本会員が、本条第1項または本条第2項に違反した場合、当法人は何等の催告なしに当会員を除名することができるものとします。

（秘密情報）

第16条 本規約において「秘密情報」とは、本会員自らが秘匿したい情報の全て、および、本会員の利用期間中に、本会員が知り得た当法人または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

2 本会員は当法人が主催もしくは共催する研究会、イベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。また、本会員が、当法人がイベント・プログラム等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないように努めなければならないこととします。

3 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを本会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。

(1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後本会員の責によらずして公知となった情報

(2) 本会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(3) 開示の時点ですでに本会員が保有している情報

(4) 本会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報

(5) 当法人が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

（準拠法及び合意管轄）

第17条 本規約の準拠法は、日本法とします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

（規格外事項）

第18条 本規約に定めのない事項の解釈に疑義を生じたときは、当法人および本会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

（変更等）

第19条 当法人は、当法人の理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【附則】

本規約は、2026年4月1日より施行するものとします。

以 上